

## 医学部教授の論文不正について ～反省とお詫び～

平成23年4月14日  
学長・副学長一同

すでに教授はじめ関係者の処分を行ったところですが、論文不正については重要な点がいくつかあります。それらを踏まえて、今後、論文不正が起こらないようにする必要があります。

1. 多数の論文について主にコントロールの部分に不正がありました。さらに大学院生への誤った指導などもあり、大学としては厳しい処分をいたしました。裁判所の「懲戒解雇は重い」との心証開示と強い和解勧告がありました。和解に応ぜずに当方が敗訴となることは避けるべきだという顧問弁護士さんのアドバイスもあり、裁判所のご意向に従いました。和解を受け入れたことについて、教育研究評議会の議長である学長と役員は、給与の一部を返納し責任をとりました。
2. 多数の大学院生に誤った指導が行われていました。文部科学省とも相談の上、大学院生の学位は取り消さない処置をとりました。
3. 不適正なオーサiership。裁判の過程でも明らかとなりましたが、「了解を得ずに他の研究室の研究者を共著にすることがよく行われている」と誤ったオーサiershipを持ち、その結果、本学及び他大学の著しく多数の方が同意のないままに共著者に名前を連ね、その中に学長も含まれていますが、論文作製時に共著者によるチェック機能が果たされていない論文が作製されていました。

裁判のなかで誤ったオーサiershipであることを大学は厳しく反論を行いました。さらに、共著者になっている学内の多数の研究者には厳重注意を行いました。

このようなことが行われていたことに対し、学長としまして深く反省し、お詫びを申し上げるとともに、この件に関しても、学長は給与の一部を返納し責任をとりました。今後このようなことが行われないうに対策をとり、論文不正等が行われないうに努力いたします。